滋賀県里親連合会 広報誌
# 里親だより
令和３年11月５日発行
滋賀県里親連合会事務局
〒520-0802
滋賀県大津市浜大津 4-1-4
明日都浜大津 1F
市民活動センター MB18
Email：shiga-satooya@sirius.ocn.ne.jp
令和 3 年
No. 91
秋号

## 『里親養育包括支援事業（フォスタリング）』の始まりに際して

滋賀県中央子ども家庭相談センター
所長　西村　実

滋賀県里親連合会会員の皆様におかれましては、日々、里親制度及び社会的養育の推進につきまして格別の御理解、御協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、滋賀県において、今年度４月１日より里親養育包括支援（フォスタリング）事業をスタートしました。

この事業の実施主体はこれまで通り滋賀県ですが、その一部（①里親制度等普及促進・リクルート事業 ②里親研修・トレーニング等事業 ③里親委託推進等事業 ④里親訪問等支援事業）を、フォスタリング機関こばと（社会福祉法人：小鳩会）に事業委託し、里親支援機関（鹿深の家・湘南学園・守山学園・さざなみ学園）の協力を得て、里親のリクルート時から里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する総合的な相談・支援を実施する体制を整え始めました。各里親支援機関が地域毎に担当者（エリアマネージャー）を設置し、身近で、信頼関係を築きながら、継続的に、また質の高い里親委託、養育支援ができるような体制強化を進めているところです。また里親連合会には、フォスタリング機関と連携しながら、里親さんたちの相互交流の場を設けていただき、里親ならではの横の繋がりを生かしたサポートをしていただきます。

イラスト／草津市里親会の白坂充生

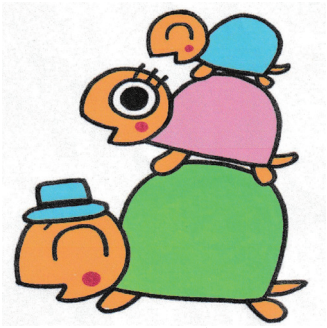
大津市里親会シンボルマーク

今年度４月１日から、児童福祉法が改正され、子育て短期支援事業において、市町村が里親等に直接児童を委託することが可能となりました。県としましても、子育て短期支援事業が全市で実施されるよう、協力いただける里親が増えることを期待しています。

近年、里親委託への期待は膨らみつつありますが、まだまだ認知度は十分とは言えない状況にあり、この点に関しては、会員の皆様の御理解、御協力が必要かと思います。また期待に並行して、責任も増してくることが予想されます。里親の皆さまには、里親に対する最低基準を踏まえ、自己研鑽に努めていただき、さまざまな事情、背景を抱える子どもたちのニーズに応えられる体制づくりに御理解と御協力をいただけますようお願いいたします。滋賀県としても上記『里親養育包括支援事業』がますます充実し、みなさまの養育支援にさらに役立てられるよう努めようと考えております。

今後とも、里親制度の運営および社会的養育の推進につきまして、何よりも子どもたちの福祉がよりよい滋賀県となるよう、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

もくじ

■巻頭言『里親養育包括支援事業』の始まりに際して ……P１
■コロナ禍における里親会活動について…P２
■今年度のフォスタリング事業計画と昨年度の里親支援事業報告 ……P２
■里親会員からの投稿 ……P４
■里親役員からの投稿 ……P５
■事務局だより……P８
■編集後記……P８

◇コロナ下で今年度も総会は書面表決、近畿地区里親研修会はオンラインで開催、そして夏の宿泊を伴う里親里子交流会も昨年に引き続き中止と、活動がストップしています。コロナが日本に襲来して２年が経過し現在、感染者は減少していますがまだまだ分かりません。そこでポストコロナ時代の今後の里親会活動について、会長の佐藤氏に語ってもらいます。

**コロナ禍における里親会活動について**

滋賀県里親連合会会長　佐藤　哲也

**１．この２年間の振り返り**

新型コロナウィルスの影響でサロンや交流会といった里親会の行事はほとんどが中止せざるを得ませんでした。また、卒業式や入学式、修学旅行、運動会といった子どもたちにとって大切な学校行事も中止や縮小されました。

里親家庭内においても「絶対に感染させてはならない」という強い思いの下、長期間にわたる自粛の結果、親子ともストレスをため込んでしまった家庭も多かったと思います。

このような状況下で全国里親会からマスク等の無償供与やＦＨにタブレット端末を無償供与の支援を受けることができたのは、せめてものすくいでした。また、一斉休校された 2020 年３月から５月の間には 18 歳未満の妊娠相談が、前年比で 150 件ほど増えた（厚労省調べ）ということもありました。

**２．今後の里親会活動について**

今一度基本に立ち返って、児童福祉法等に規定された里親養育の一般原則を次に略記します。

１．児童の自主性の尊重・生活習慣の確立・人間性と社会性を養う。児童の自立を支援する。里親の資質の向上。
２．平等に養育する原則
３．虐待等の禁止、懲戒権乱用の禁止
４．義務教育の他必要な教育を受けさせる。
５．健康管理・衛生管理に努める。
６．金銭管理　　（以下省略）

これらの具体的な展開を考え直してみて、自分なりの結論を述べます。

１．交流・研修事業の復活…できるだけ対面で、必要に応じリモートも活用していく。
２．高等教育への進学推進…里子が大学・専門学校等に進学するに際し、給付型の奨学金制度ができています。これを活用して、進学、さらには自立につなげていくべきと考えます。
３．里親会の法人化…組織・財政を強固なものにして、長期的には基金を創設して、子どもを経済的にも支援できるようにしたい。
４．ワクチンの接種…Ｆ社は 11 歳から５歳までの接種の緊急許可をアメリカ当局に申請しました。国内でも来年初めには接種さらにその６か月後には２歳から４歳まで広げられる見込みです。接種により家庭内外における安全を確保しましょう。

◇小鳩会の里親支援機関が「フォスタリング機関こばと」と名称を改めて、今年度より里親養育支援を包括して実施することになりました。今年度の計画と昨年度の報告は次のとおりです。

**今年度のフォスタリング事業計画と昨年度の里親支援事業報告**

フォスタリング機関こばと統括責任者
小嶋　美恵子

平素は、フォスタリング機関こばとの事業にご協力いただきありがとうございます。

長引くコロナ禍では、子どもも大人もさまざまな不安や窮屈さを感じながらも、工夫しつつ過ごされていることと思います。

小鳩会は、令和３年度より滋賀県からフォスタリング事業の委託を受け、里親のリクルート、里親登録前後の研修、子どもとのマッチング、里親養育への支援、措置解除後の支援にいたるまでの一貫した支援を行政、里親支援機関と連携のもと実施させていただくことになりました。これからも、すべての子どもたちが、安心して過ごせる社会になること、そして社会的養護を必要とする子どもたちへの思いを持った里親の方に活躍していただき、里親さんと子どもが安心して過ごせるようサポートさせていただきたいと思っております。

## ＜今年度の主な事業内容と取り組み＞

| 事　業 | 内　容 | 備　考 |
|---|---|---|
| 里親制度普及促進・リクルート事業 | 広報啓発 | 京阪電車車両側面広告、近江鉄道駅看板設置<br>マルシェ、情報誌での啓発活動 |
| | 事前相談 | |
| 里親研修・トレーニング事業 | 養育・養子縁組里親研修 | 前期：5 ～ 7 月<br>後期：10 ～ 12 月 |
| | 里親更新研修 | 9 月に予定していたがコロナのため延期 |
| | 里親スキルアップ研修 | 座学は養育里親コース、養子縁組コースにわけて実施 |
| | 委託里親研修 | 「里親養育をサポートするお金の話」<br>「子どもの理解を深めるために」 |
| | グループワーク | 養親対象：北部、南部に分けて少人数で開催<br>ジョシ会、キッズクラブ、ホームステイ里親は<br>今後開催予定 |
| 里親制度普及促進・リクルート事業 | 受け入れ意向調査 | 里親さんの情報を集約し児童相談所、<br>市町のショートステイ担当課に情報提供します。 |
| | 未委託里親家庭訪問 | |
| | ホームステイ事業の調整 | |
| 里親訪問支援事業 | 委託里親家庭訪問 | |
| | レスパイトケアの調整 | |

## ＜令和 2 年度　主な里親支援事業実績のご報告＞

1 . 相談事業実績

| | 対象家庭数（実数） | 対象ケース数（実数） | 件数（延べ） |
|---|---|---|---|
| 家庭訪問 | 93 | 103 | 353 |
| 来所相談 | 71 | 35 | 203 |
| 電話相談 | 161 | 108 | 649 |
| メール相談 | 11 | 6 | 72 |

2 . グループワーク実績

| グループワーク | 実施月 | 内容 | 対象 | 参加人数 |
|---|---|---|---|---|
| ジョシ会 | 3 月 | マスクケース作り等 | 小学校 5 年生～高校生女児 | 2 名 |
| | 3 月 | オンラインでの交流 | 大学生、社会人 | 3 名 |
| スマイル・キッズクラブ | 11 月 | 妖怪カード探し | 小学生と保護者 | 12 名 |
| 養子縁組里親サロン | 8 月 | 工作<br>読み聞かせ<br>交流 | 養子縁組家庭 | 5 名 |
| | 9 月 | | | 9 名 |
| | 12 月 | | | 10 名 |
| | 12 月 | | | 11 名 |
| | 3 月 | | | 9 名 |

3. 里親トレーニング事業

| | 日時 | 内容 | 参加人数 |
|---|---|---|---|
| 里親さん勉強会 | 10 月 | 「里親委託にかかる措置費の概要」<br>「里親会活動について」 | 7 名 |
| | 11 月 | 「里親委託にかかる措置費の概要」<br>「里親会活動について」 | 4 名 |
| 未委託里親研修 | 10 月、11 月 | ・子どもの行動観察<br>・座学（発達、安全基地、高齢児の養育、里親制度）<br>・手作りおもちゃ制作 | 6 名 |
| | 11 月、12 月 | ・子どもの行動観察<br>・座学（発達、安全基地、高齢児の養育、里親制度）<br>・手作りおもちゃ制作 | 6 名 |

**◇会員の皆様と作る里親だよりを目指し、里親に関する想い・考え・不満を、そして委託・養子・ショートステイなどの子どものことを、投稿して下さいとお願いしたところ、６人から原稿が届きました。そして可愛い子ども（匿名希望）と、母と子ども二人のイラスト（草津市里親会の白坂さん）が届きました。ありがとうございます。また亀の親子は、大津市里親会が所有する里親子をイメージしたシンボルマークです。お借りして、掲載させてもらいました。**

## ◆ 里親会員からの投稿 ◆

### 親と子に寄り添う、伴走者を増やそう

「伴走者」と聞きますと、走る人の「伴走」が思い浮かびます。以前に伴走（びわこタイマーズ）をさせて頂いておりました。一人では走ることの出来ない方とロープで繋がり、一緒にスタート！

一緒に走り！　一緒にゴール！する。一緒にゴールした時の“あの感動!!”が忘れられず、続けることが出来ました。

里親は親子に寄り添う。そういう伴走者が地域で増え、地域で共に育っていける社会になって欲しいものです。

複雑な社会の中、親子関係も複雑に!! 親の子どもへの“愛”子どもが欲する“愛”等々。「オギャー」と真っ白で生まれてきた子ども達、それからどう育っていくかは、環境次第!! 大人が子どもにとって良い環境作りに力を注ぐ。出来ることを無理なく、一歩ずつ!!（大津市里親会　河村直美）

### 子どもたちに伝えたいこと

現在、特別養子縁組で 1 歳の娘と暮らしています。周囲の愛情をたっぷり受け天真爛漫に育ってくれています。

娘が大きくなったら伝えたいことがあります。それは「宿命」と「運命」の違いについてです。

「宿命」とは、なぜ男に生まれたのか？　なぜ女に生まれたのか？　なぜこの家に生まれたのか？　なぜこの両親の元で育ったのか？　など自分の力ではどうしようもない天から与えられた事実です。

けれど、「運命」は自分の考え方一つで、自分の力で切り開くことができます。

「宿命」に対してどれだけ悩み憤り、立ち止まっていても、それは限られた時間がもったいない。娘には宿命を受け入れ、そこから学び、その学びを糧に、運命を切り開いていって欲しいと願っています。　（米原市里親会　北川真依子）

### 初めての子育て

昨年の春に児童相談所からの委託を受けて、生後１ヶ月の男の子を里子として迎えました。そして今年の夏、手続きの末に養子縁組が成立し、私たちは家族になりました。

初めて育児を経験してみて驚いたのは、「育児には終わりがない」ということと、「育児以外何もしていないのにあっという間に 1 日が終わる」ということでした。

世の中のお母さんは、こんなふうに暮らし、育て、そしてさらに人によっては働いているんだ、ということに衝撃を受けましたし、世の中お母さんを大変眩しく思うようになりました。

縁組が成立する前も後も、ドタバタな日々は変わりません。ただ、私の心の中には変化があったような感じがします。成立前までは息子の「お母さんのような存在」というふわっとした感じで自分を認識していました。一生懸命育てる日々の中で、まだ「正式なお母さん」ではないということが寂しくもありましたが、振り返って見れば、息子との関係性を少し緩やかな目で見ていたところもあったかもしれません。

（草津市里親会　園田佳子）

## ◆ 里親役員からの投稿 ◆

**大津市里親会が、NPO 法人になります**

大津市里親会は、昭和 53 年 5 月に関係機関の援助を受け、児童相談所の OB や児童福祉関係者など有志 9 名で発足致しました。発足当初から市民への里親制度の啓蒙を中心に活動を展開してきました。近年わが国においては、核家族化、少子・高齢化、地域社会の希薄化、生活保護世帯の増加等々、様々な要因により家庭における子育てが非常に難しくなってきていると言われています。全国の児童相談所に於ける児童虐待に関する相談件数は、残念なことに右肩上がりが続いており、減少の兆しは全く見えません。子どもにとって家庭環境がかならずしも安全な生活の場とは言えなくなってきています。

さて、平成 12 年頃から大津市の「大津市子育て短期支援事業」が始まりました。ショートステイとトワイライトステイの２種類があります。保護者の社会的な理由により、短期で当該児童を一時的に養育する事業であります。母子家庭など一人親家庭が増加している現在、ショートステイとトワイライトステイの事業は、大津市里親会の養育や一時保護と共に、責任ある活動の一環となっており、当里親会も大津市と事業提携して協力してきました。平成 22 年度以降は利用者が急増し、令和 3 年にはさらなる受け入れ体制の見直しがありました。

平成 28 年 5 月には、国の「児童福祉法等一部改正」が成立し、平成 29 年 8 月、「新しい社会的養育ビジョン」が打ち出されました。新ビジョンでは、３歳未満の乳幼児は、概ね５年以内に 75% 以上、３歳以上・就学前の幼児は、概ね７年以内に 75% 以上の里親委託率の達成を求めるものであります。さらに学童期以降は、概ね 10 年以内に里親委託率 50% 以上の目標値が示されています。また、そのために里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の事業も一層推進されます。

改正児童福祉法は、「家庭と同様の環境における養育の推進」として理念を明確化しており、国及び地方公共団体は、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう求めています。このような状況の中で、里親をリクルートし、里親のスキルアップにつとめて児童福祉の増進を図ることは、当里親会としての大きな課題であります。里親として市民の児童福祉に向き合い、それに応えられる責任ある団体として、また里親に限らず、広く市民参加を求める上からも、特定非営利活動（NPO）法人として設立の必要性を検討してきました。

そこで今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進していくためであります。そして、活動を広げていく上に、行政や関連機関との連携を深めていく必要があります。社会的にも認められた公的な組織にしていくことが、不可欠です。また当里親会の活動が営利目的ではなく、里親以外の多くの市民の方々にも参画していただくことが必要です。それには、特定非営利活動法人格を取得することが必要であると考えました。

昭和 53 年の発足当初の目的である「市民によ

る『子育て』の精神を地域に浸透させて里親の推進をはかり、児童をとりまく環境問題を考え、児童の健全育成を広く市民運動として進めよう」というこの先人たちの精神を、今も同じ思いで変わらずに持ち続け、いつか地域社会に広く貢献できる日が来ると考えて法人化を目指した次第であります。今後ともよろしくお願いします。

（大津市里親会会長　田辺幸司）

**子どもが家庭で育つ権利を鑑み里親委託の推進を想う**

「実親に里親委託を進めても、なかなか同意を得られず、施設入所なら同意する」と、児相職員から、よく聞かされてきました。そこには民法における親権の問題が横たわっていると考えています。民法の第 820 条に「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と謳い、続く 821 条から 824 条で居所指定権、懲戒権、職業許可権、そして財産管理権を規定しています。ちなみに里親は親権の内、監護権、教育権、そして懲戒権の３つが付与されています。また「子の利益を著しく害する」場合、家庭裁判所の審判を経て、「親権喪失」を行使できる条文が記されています。しかし半永久的に親子関係を断絶してしまう恐れがあるため、申し立てが少なく、また審判で認められることも少ないのが現状です。そこで児童虐待の増加も鑑み、平成 23 年、820 条の条文に「子の利益のために」の文言を追加し、親子関係の修復を目指すために、最大 2 年間の期限を設けて「親権停止」を可能にしました。また皆さんもご存知の児童福祉法第 28 条手続きにより、実親の養育が子ども福祉を著しく害している場合、親権を一部制限して里親委託をすることができます。

児相は子どもの措置権を持っていますが、措置先については実親の意見を聞き、居所指定権を尊重して決定しています。その実親は、里親に託すことは「子どもを取られてしまう」と勘違いをし、施設入所を優先します。私たち里親は家庭を子どもに提供し、親子関係に近い形態で育み、愛着関係を構築していきますが、そのことが「取られてしまう」と思うのでしょう。児相は、子どもが成長して大人になっていく過程で一番大事な愛着関係の構築の必要性を実親にきちっと伝え、里親委託の了解を得るよう努力すべきで、それでも施設を選択し長期化した場合には、里親への措置変更について、「親権停止」も辞さない覚悟で実親を説得してほしく思います。

「子どもの権利条約」が国連で採択されて、32 年が経とうとしています。この条約の前文中に、「家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべき」と記されており、厚労省もこの理念に基づき社会的養育に関する法整備を進めてきました。そして今、里親も含めた社会的養育関係者に求められているのは、「社会的養育推進計画」に基づく関係機関の協同作業だと考えています。まず里親家庭の子どもは、実親家庭への再統合を最優先にし、児相等の親指導と親子の面会を重ねて、親子関係の修復を図り、そして子どものケース会議には当事者の里親はもちろん、里親支援機関も参加して、期限（親権停止の 2 年が妥当）を定めて実親への再統合に努めます。その後は長期委託と考え、目標を再統合から自立に切り替えたケアプランを作成し直し、5 ～ 10 年経っても実親家庭に帰れない場合で、里親と里子が望むなら養子縁組も考えるべきです。児童福祉法の改正により特別養子縁組も 15 歳まで可能となり、子どもにとっては里親家庭より、より安心できる場所になるでしょう。県は今年度から、里親への包括支援体制としてフォスタリング機関を小鳩会に委託しています。私はフォスタリング機関に里親支援をまるごと委託するのではなく、措置機関である児相に配置されている里親担当職員がフォスタリング機関に関わり、また里親支援機関Ｂ型

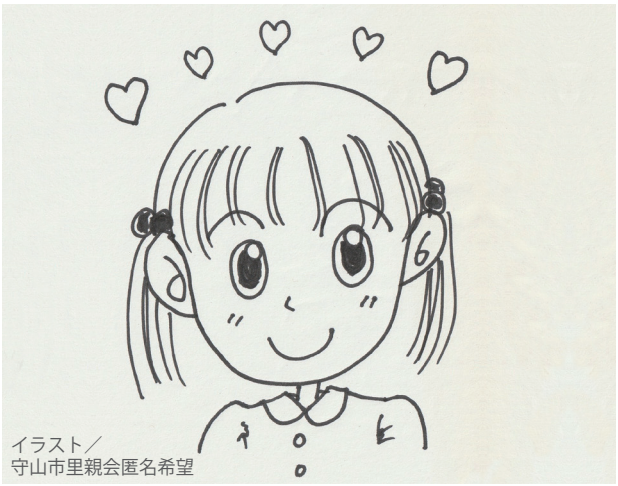

イラスト／
守山市里親会匿名希望

としてピアカウンセリングや里親リクルートなどの事業を既に行っている県里親連合会も、里親という当事者同士の支援の観点から、フォスタリング機関の一員として関わっていくべきと思っています。　（滋賀県里親連合会事務局長　村田　潔）

**「こどものショートステイ」**
**里親委託がもつ可能性について**

我が家が滋賀県に越してきて２年目、ファミリーホームを始めた年に草津市で虐待死の事件が起きました。子育て家庭の流入人口が県内有数の市でありながら、認定され登録を更新している里親がほとんど全く活用されていない「空白地帯」であることに驚いていたところで、隣の大津市では 10 年以上前からショートステイの里親への委託が行われていたと聞き、一時保護委託か、このショートステイの制度を使うかして、里親が活用されていれば起きずに済んだであろう事件だったことに途方もないやるせなさを感じました。

ここで何かしなければと思い、何はともあれ、他県で実践していた『実家の代わりプロジェクト』を始めました。子育て支援として「ファミリーサポート」の制度がありますが、１時間￥700 ～￥800 の負担があり、病児は預かれない、泊まりは不可、などの制約があり、なかなか日常的に気軽に利用するにはハードルの高いものになっています。ひとり親家庭や障害児の場合に草津市では１回￥200 の補助チケットがありますが、１日に１枚、ひと月 10 枚までしか使えません。そこで困っている人が利用しやすいように、駐車場方式で一回の上限を￥3,500 に設定しました。「金額について事情がある方はご相談ください」と添えた名刺をめぼしいところに配りました。ファミサポで繋がった家庭や知り合いの紹介でという利用が増えていき、ＦＨとして草津市からショートステイ・トワイライトステイの委託も受けられるようになったこともあり、３年の間に 30 ～ 40 軒ほどの家庭とつながりました。そして子どもたちの年齢が上がるに伴い支援が不要になったり回数が減ったりした家庭がほとんどで、支援する側の協力者も増えたため、ほとんどの家庭を自宅近くの里親さんやファミサポ提供会員さんに繋ぐことができています。

親子分離を防いで在宅での支援の割合を増やしていくことは、これからの社会的養育の進むべき方向であり、その鍵となる制度がショートステイの里親委託だと思います。滋賀県では「社会的養護＝施設養護」を掲げて里親は補完的なものだった時代が長く、里親が育っていない地域も多く、登録を勧められる態勢も整っていないため、本格稼働していない市町も多く地域間格差が見られます。しかしながら、子どもにとっての利益を考えたときに、早急に分離が必要なケースをしっかりと見極めた上でできる限り分離をせずに地域で支える方向性は守られるべきであり、里親には子どもや親の代弁者としての機能も時代の要請として求められているように思います。寝食を共にして同じ時間を過ごしていても里親の意見が反映されず、何か決める時には蚊帳の外という時代をそろそろ終わりにして、行政、児相、施設、里親が、子どもを真ん中において意見を聴きながらその子にとってどうするのがいいのかを対等に話し合えるような時代が 1 年でも早く訪れてほしく思います。

以前、一時保護委託中の 15 歳の言った「俺のことなのに俺がいないところで決めないでほしい」という言葉を何かにつけて思い出します。子どもの声を聴くことは子どもの人権を守ることであり、子どもは意見の表明ができることで、無力感や、大人や社会に対する不信感を募らせずに成長していくことができます。置かれた状況に対して自分が関与しないところで、「貴方のためにそうした」と主張されるほど屈辱的なことはないのです。親が使う場合にも公権力が使う場合にも「子どものために」ほど胡散臭い言葉はないと思っています。子どもの気持ちや、児童福祉の枠を外れた後まで続く影響を考えて使われることは少なく、時として大人の側の都合や保身の目的の盾として使われるものだからです。子どもの意見が反映された結果であれば、その後に起きたことに対しても多かれ少なかれ本人が納得することができます。社会的養護において、当事者である子どもの意見表明権の保障は必須事項で、滋賀県において待ったなしで取り組まれなくてはならない課題です。　（草津市里親会会長　黒川玉英）

## 事務局だより

暦の上では実りの秋となりました。里親会員並びに里親支援の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、コロナも収束に向かっており、今後、事務局としましてはフィジカルディスタンスを保ち、少しずつ事業を進めていきたいと考えています。そこで下表に、下半期の事業予定を示しましたので、ご参加、ご支援、ご協力を宜しくお願いします。

（事務局　村田　潔）

| 期　日 | 事業（行事） | 場　所 | 対　象 |
|---|---|---|---|
| 10 月 30 日(土) | しが里親だより№91 発行 | 里親連合会事務所<br>（編集委員・里親広報専門部会） | 全会員・<br>児童委員等 |
| 10 月 24 日(日) | 第３回 滋賀県里親<br>知ってやフォーラム | フェリエ南草津５F<br>（湖東支部・里親広報専門部会） | 全会員等 |
| 11 月～ 12 月 | 里親サロン（１回目） | 各支部ごとに開催 | 部会員等 |
| 11 月 27 日(土) 13:00 | 第３回会長会議 | キラリエ草津（市民総合交流センター）<br>（里親支援専門部会） | 地域里親会会長 |
| １月～３月 | 里親サロン（２回目） | 各支部ごとに開催 | 部会員等 |
| ２月 | 委託・未委託里親研修会 | 未定 | 全会員等 |
| ３月 | 里子交流会（２回目） | 未定（里子等自立支援専門部会） | 養子・里子等・<br>支援者 |
| ３月 26 日(土) 13:00 | 第４回会長会議 | キラリエ草津（市民総合交流センター）<br>（里親支援専門部会） | 地域里親会会長 |
| ３月 30 日(水) | しが里親だより№92 発行 | 里親連合会事務所<br>（編集委員・里親広報専門部会） | 全会員・<br>児童委員等 |

## 編集後記

読書の秋ですね。もう身辺に物を増やしたくない私なのに、最近一冊の本を買いました。『光への階段・１５歳の自由帳』（銀の鈴社　2012 年初版）という本です。

著者宮下自由君（当時）は小学５年の時、PTSD（心的外傷ストレス障害）に陥り、頭痛、吐き気から起立困難までになりました。彼の父は心の闇を吐き出させる為に、彼に詩や俳句、短歌などを勧めました。

これは中学 3 年の運動会の１種目に、自らサプライズ参加するまでに回復した彼の、その間の作品集です。日々彼を支えたのは良き家族、学校の先生、友だちでした。

今日もまた　授業出られず　保健室
ひとりぼっちで　こころ見つめる
友が来て　ぼくを笑わす　保健室
歩けなくなって３年　鯉のぼり見上げる 13 才
京都への　修学旅行　行けなくて　自習ノートの
自画像が泣く
障害の　僕に肩かす　ともだちに
「ありがとう」と言えば　「オス」と答える
やせ細り　もう死ぬかなと　思った日
母にしかられ　サラダを食べた
父母に　泣いて反抗　空っ風
父が好き　たまらなく好き　母が好き
誰よりも好き　僕が今いる　などなど。

最後に、下手を承知で私も一首

コロナ禍も　オンライン編集着々と
我が任務　「編集後記考えとけ」と

（編集委員　吉田ますみ）

### 子どもを虐待から守ろう

滋賀県が実施している「オレンジリボンキャンペーン」を、滋賀県里親連合会は応援しています。
また、この広報誌は、滋賀県からの補助金を活用し、作成しています。